

特許庁委託事業

ASEAN における技術情報輸出規制に関する
調査報告書

2013年4月

日本貿易振興機構
バンコク事務所
知的財産部

協力

ATMD バード&バード法律事務所

シンガポール

1. 研究開発の現地状況

シンガポールは、中堅の OECD 諸国に共通する技術投資に対抗することができる ASEAN 諸国で唯一の存在であると報告されている

シンガポールの科学技術の強固な基盤は主にビジネス分野にみうけられ、政府機関からの強力かつ明確な支援を受けており、特に IT 関連産業におけるハイテク技術に重点を置いた産業を中心である。また、サービス産業における強い技術革新と医療・健康事業に対する多額の研究開発投資も多くみうけられる。

過去 20 年に渡りシンガポールは研究開発に投資を続け、より付加価値の高い産業を加え経済を多用化することで、シンガポールの競争力は強化された。研究開発は引き続き、生産力維持、技術革新手動経済のシンガポールの全体的経済戦略および長期的ビジョンに不可欠な構成要素となっている。このため、シンガポール政府は、研究開発に投資を行う事業に対する大幅な税制優遇策をはじめとする研究開発活動に対し、数多くの企業活動への刺激策を支援・導入している。

2. 技術情報の国際共有および輸出に関する規制

a. 技術情報の移転および技術輸出の制限

戦略物資および技術移転

戦略物資（管理）法（第 300 章）は戦略物資の輸出入を規制する。戦略物資の品目は 2013 年戦略物資（管理）命令の中の一覧表に詳記されており、内容は軍用品および軍事・民間共用の物資で構成される。軍事・民間共用の物資には商用を目的に作られたさまざまな物資（ソフトウェア・技術を含む）があり、高度技術製品など軍事用途に使用される可能性のある高級技術的製品も含まれる。

また、戦略物資（管理）法（第 300 章）は、シンガポール国内から技術を電子的手段により電送すること、または前述の目的のために技術を外国にてコンピューター上で入手可能な状態にするような電子的手段をも規制している。

b. 監督官庁による必須許認可

技術移転許可証

シンガポール国内から外国へ戦略物資技術を電子的手段で電送するには、シンガポール税関より事前に無形技術移転（ITT）許可証を取得することが義務付けられている。

また、所轄省庁の役人から通告を受けた場合、あるいは、その技術が全面的にまたは部分的に核兵器、化学兵器、生物兵器の開発・製造・取り扱い・運用・保守・保管・検出・特定および普及、および前述の兵器を発射させることが可能なミサイルの開発・製造・保守・保管を目的に、またはそれに関連して使用される意図があると疑うに足る合理的な根拠がある場合、あるいは、使用される意図があるという事実を把握している場合においては、いかなる技術についても技術移転許可証を取得しなければならない。

但し、すでに公知となっている技術、あるいは以下を円滑に行う上で必要となる技術伝達については、上記規制が適用されない。

- (a) 物資の輸出・積み替え・運搬に際し、技術移転許可証を取得している場合、あるいは許可証の取得が不要な場合の物資の搬入・運用・保守または修繕
- (b) 特許申請
- (c) 研究結果が実用化に活かされることがない技術研究

許可証の申請に際し、戦略物資関連のソフトウェアおよび技術の電送・手搬送許可証の申請書を記入しなければならない。申請書は www.customs.gov.sg のサイトから入手することができる。また、必要に応じて詳細な技術仕様書、ソフトウェア・技術の説明書、ソフトウェア・技術の発信国の輸出許可証、申請者側からの最終使用者証明書などの添付書類も併せて提出する必要がある。

必要事項を記入した申請書および添付書類は、シンガポール税関の手続きシステム部（**Procedures & Systems Branch**）に提出すること。許可申請手続きは通常、7 営業日以内に完了する。承認がおりれば、ITT 許可証はその後 1 年間有効となる。

3. 特許出願前の機密情報取扱許可

a. 外国出願に関する規制の枠組み

シンガポール国外において発明の特許出願を行う前に、同発明に対する特許権保護の申請をシンガポール国内で行うことは義務付けられていない。但し、シンガポール居住者は、その発明に対する特許出願をシンガポール国外で行う、あるいは国外での出願がなされるような働きかけを行う前に、その発明に対する特許登録官からの書面による許可を得ることが義務付けられている。

シンガポール特許法第 34 条(1) において以下の通り規定する:

第 34 条(1) 本条に従うことを条件として、シンガポールの居住者は、登録官の書面による許可なしに発明についての特許出願をシンガポール国外で行い又は行わせてはならない。但し、次の場合は、この限りでない。

(a) シンガポール国外での出願の 2 月以上前に、同一の発明についての特許出願が登録局に行われている場合

(b) シンガポールにおける当該出願に関して第 33 条に基づく指示が与えられていないか又はそのような指示がすべて取り消されている場合

上記第 34 条に従わない場合は刑法上の罪となり、\$5,000 以下の罰金または 2 年以下の懲役、あるいはその両方に処されることがある。

特に 34 条 (1) は、シンガポール非居住者には適用されない。‘居住者’の範囲が特許法の中で明確に規定されておらず、また裁判で争われた前例もない。但し、参考までに税法に照らし合わせると、1 年のうち 183 日間シンガポール国内に居る者は通常に居住者と見なされる。

シンガポール国内に居住する者が特許法第 34 条に従い、登録官の書面による許可の取得するつもりがない場合は、代わりにその発明に対する最初の特許申請をシンガポール国内で行う必要がある。国内で出願を行ってから 2 カ月以内に許可特許申請に含まれる情報の公開・交換について禁止や制限指示が登録官より出なければ、その発明に対する外国特許申請手続きを進めることができる。

b. 必須免許 および 規制認可

特許法第 34 条(1)に基づく通関手続

特許法第 34 条に従い、通関手続および登録官の書面による許可の申請を行うには、申請書に必要事項を記入し、特許登録官に提出しなければならない。申請書はシンガポール知的財産権庁のウェブサイト (www.ipos.gov.sg) で入手することができる。発明の概要および図面などが存在する場合には、添付書類を付けて申請する必要がある。

申請が受け付けられると、通常は、申請が受理された日から数えて 5 営業日以内に登録官から書面による許可が出る。急ぎの場合、登録官に予めその旨の通知がされていれば、1 営業日以内に許可が出る場合もある。

特許庁委託
ASEAN における技術情報輸出規制に関する調査報告書

発行 日本貿易振興機構バンコク事務所知的
財産部

協力
ATMD バード&バード法律事務所

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った ATMD バード&バード法律事務所が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。